

「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項に規定する国税庁長官が定める者を定める件の一部を改正する件(国税庁告示第 22 号)」の概要

- 1 令和 5 年度税制改正に伴い、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第 5 条第 7 項に規定する国税庁長官が定める者を定める件（令和 3 年国税庁告示第 16 号）において、「法人税」と規定している部分を「法人税（各事業年度の所得に対する法人税に限る。）」に改正するなどを行うものである。
- 2 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。